

## 添付⑤

エアコン又は電気冷蔵庫を買い替えた方のみ

### 特定家庭用機器廃棄物管理票の写し

特定家庭用機器廃棄物管理票とは「リサイクル券」のことです。5枚複写のうち4枚目が「排出者控」となっていますので、その写しを添付してください。

#### ○買い替えたことを証明する書類等

##### ・エアコン又は電気冷蔵庫を買い替えた場合

家電リサイクル法の規定により、エアコンや電気冷蔵庫を処分するためにリサイクル料金を支払う必要があり、その際、特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券・5枚複写のうち4枚目が「排出者控」）が作成されますので、その写しを提出してください。

氏名欄は、「**交付申請者の氏名**」としてください。